

育児・介護休業法に関する情報公表

○ 令和6年度における男性職員の育児休業等の取得割合

(単位：%)

取得割合
—

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

計算方法：育児休業等をした男性職員の数 ÷ 配偶者が出産した男性職員の数 × 100

（注）配偶者が出産した男性職員の数0名

【令和7年6月30日更新】